

議会だより

No. 48号

発行・編集
東成瀬村議会
議会事務局
電話 2332番
印刷
(株) 増田印刷所



整備が望まれる東小スキー場（田子内）から

豪雪の村にもやっと春の足音

10年ぶりといわれる長く厳しかった豪雪の冬にもやっと終りを告げるかのような温かい陽ざしをいっぱい浴びながら、子供達は躍るように身を伸ばし歓声をひびかせて……。

59年度一般会計当初予算は14億円

(予算の詳細は村広報に)

定時制高校跡地に東小プールを建設

3月定例村議会

三月定例村議会のあらまし

三月定例村議会は、三月八日午前十時に開会され、会期を十三日までの六日間と決定したあと、村長が行政報告を行った。上程された議案は、五十九年度一般会計当初予算案、水道料金の改正、村道の認定など、二十議案と、追加提案された医療保険制度改訂反対に関する意見書案を、原案どおり可決したほか、陳情二件を採択した。一般質問では、佐藤長治郎議員、柳邦夫議員、後藤作議員、高橋清議員が、それぞれ村政を質した。

〔東成瀬村立学校条例の一部を改正〕

今年の四月一日から入道分校を廃止し、本校である岩井川小学校へ統合するものです。

〔東成瀬村青少年山の家設置条例の一部を改正〕

廃止となった入道分校を、旧松山台分校のように、青少年山の家として活用するものです。

基本料金四百円
超過料金八十円
水道料金値上げ

〔東成瀬村簡易水道事業給水条例の一部を改正〕

水道メーター器を各家の責任のもとに管理することとした。又、水道料金の、基本料金を今までの三百円から四百円に、超過料金を今までの五十五円から八十円に値上げしたものです。

〔村道の廃止について〕

道路法に基づく道路台帳を整備した結果、錯誤の部分廃止したものです。

〔村道の認定について〕

道路法に基づく道路台帳を整備した結果、旧台帳とに生じた錯誤を調整し認定したものです。除雪対策費追加(累計は二千七百九十五万八千円)

〔昭和五十九年度東成瀬村一般会計補正予算〕

既定の予算の総額に七百十九万九千円を追加し、予算総額を十五億二千九百九十九万九千円としたので、今冬の豪雪による除雪対策費(九百三十六万五千円)の追加が主なものである。国保(事業)会計の累計は二億千四百七十九万九千円に

〔昭和五十八年度東成瀬村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算〕

既定の予算の総額に一千二百二十三万四千円を追加し、予算総額を二億四千四百七十九万九千円としたもので、療養給付費(六百八十万円)、診療所繰出金(四百三十五万五千円)の追加が主なものである。国保(施設)会計の累計は八千七百三十三万六千円に

〔昭和五十八年度東成瀬村国民健康保険特別会計(施設勘定)補正予算〕

既定の予算の総額に七百二十七万八千円を追加し、予算総額を八千七百三十三万六千円としたもので、医薬品購入費(八百十万円)の追加が主なものである。

〔昭和五十八年度東成瀬村簡易水道特別会計補正予算〕

既定の予算の総額を変えず実績に基づき組み変えたものである。

老人保健会計の累計は一億千六百七十四万三千円に

〔昭和五十八年度東成瀬村老人保健特別会計補正予算〕

既定の予算の総額から四十七万六千円を減額し、予算総額を一億一千六百七十四万三千円としたもので、医療給付費(百六十六万五千円)の追加が主なものである。

〔昭和五十八年度東成瀬村十文字学生療特別会計補正予算〕

既定の予算の総額から二十八万六千円減額し、予算総額を八百四十七万二千円としたもので実績に基づき減額したものである。

〔東成瀬村公民館設置条例の一部改正〕

現在の大柳分館の建物は、施設として使用せず、克雪管理センターを使用していることから実態に合わせて、克雪管理センター内に大柳分館を移転するものです。

〔東成瀬村火入れに関する条〕

議案審議から (抜粋)

共同畜舎のあり方について

柳議員―共同畜舎の赤字はあといくらか

産業課長―八百四十六万二千六百四十二円です。

後藤議員―今後の畜舎のあり方はどうか

村長―畜舎で働く方々もおりますし、公社牛をできるだけ多く冬期間入れ、夏場は乾燥、秋はワラ収集等で、赤字にならぬよう努力したい。

保育料金の算出方法は

後藤議員―当初予算で二百七十万の増収を見込んでいるが、内容はどうか

民生課長―国基準の最高は二万七千円ですが、当村はC―IからD―IIIまでです。最低のC―Iで今まで四千四百円のものがあるが五百円アップで四千九百円、最高のC―IIIで一万三百五十円が九百五十円アップの一万二千三百円になる予定です。約10%アップです。

危険区域の

対策は早急に

柳議員―急傾斜地崩壊対策事業とはどの場所か

建設課長―岩井川城下です。昨年の秋、備前鉄三さんの家に土砂が入る被害があったため、危険ですので、斜面のり面の工事です。雄勝土木の工事で村が20%負担です。

東小プールの

事業状況は

柳議員―東小プールの規模と竣工期日はいつか

教育長―二十五メートル、六コースを取り、管理棟も含まれます。期日は七月の水泳が始まる頃までには完成してもらいうよう話しております。

医療費軽減のための、

高額療養者を出さない

予防医療が必要

後藤議員―健康保険税が他町村の中で一番高く、総額では八百三十万円も増額されているのはなぜか。

また高額療養費として五万一

〔例〕

森林法の一部改正により、従来国の機関委任事務として市町村長が処理していたものを、この三月一日より市町村の事務となった為、条例を制定したものです。

〔意見書〕

政府が五十九年度予算案において、医療保険制度のかつてない大改訂を進めておることに深く憂慮し、東成瀬村議会は、全会一致で、内閣総理大臣、厚生大臣に対し、次の事項を強く要望し意見書を提出した。

- 一、被用者本人十割給付を引き下げないこと。
 - 二、国民健康保険への国庫補助率を引き下げないこと。
 - 三、退職者医療保険制度案は、根本的に再検討すること。
 - 四、「医療の不平等を拡大するような「医療標準」を導入しないこと。
 - 五、日雇健康保険再編成にあたっては、従前の給付条件を下回らないこと。
- 以上のことにつきましては住民の生命と健康をまもることを重要な課題としている地方自治体として現行の健康保険制度を改定することのないよう強く要望する。

畜産事業

また畜産事業につきましては現在畜舎には、公社牛七十頭、村持牛十四頭、民間預託牛四頭種牛一頭と、計八十九頭が飼育されているわけですが、大部分が公社の預託牛となった現在、今後の畜産センターの事業の進め方については、実質管理をお願いしている農協さんと良く協議の上、より良い方向づけをしたいと考えております。また牛の価格の低迷する中で、五十九年四月一日をもって、東成瀬和牛改良組合が、和牛登録認定組合に指定されましたことは、今後の子牛生産する一環として非常に有意義であると思います。また先般の畜産講習会においても百年の伝統を持つと言われる赤牛の組合の方々がこれ以上の低迷を続けることなく、赤牛の灯を消さないような施策がほしいし、我々も頑張るという声を聞いておりますので、これも今後の対策には、充分配慮しなければならぬと思います。

国 保 税

特別会計では、特に国保の事業勘定で、増嵩する医療給付に

対応するため、あらゆる試算を重ね、県と慎重な協議、内議の結果、基金を二千万円取り崩し平均一世帯当たり十万七千三百二十二円、被保険者一人当たり三千三百九十九円の国保税負担をお願いする計画を立てましたので宜しくご理解のほど、お願い申し上げます。

水 道 料

また簡易水道特別会計では、特別会計本来の性格である、独立採算制の原則に基づき、主要経費の計上、特に公債費を一般会計から分離計上致しました。これにより簡易水道会計の全容が分り易くなったわけであり、これまでの経過もありましたが、基本料金を百円アップし四百円、超過料金一立方につき二十五円アップの八十円にさせていただきます。その他岩井川小学校入道分校を廃校にし、青少年山の家として設置する条例のほか、原野に火入れする場合の許可事務が、市町村に委譲されることにより条例を今会期中に提案する予定であります。

交付税は増額

閉校行事をしました増高定時制

定 時 制 跡 地

また村道の廃止、認定の案件につきましては、五十八年八月末日の現況により調査測量作図をして認定していただき、道路法に基づき道路台帳を整備してまいらねばなりません。地方交付税は、毎年四月一日の数値をもって算定され、それ以後の認定は、翌年度の交付税から算定されます。参考までにこの数値は五十二年四月一日の数値によって、延長・面積ともに凍結されており、今回提案した道路台帳によって、五十八年度の基礎数値により試算して、概算ではありますが、六十年度の交付税は約三千七百四十四万六千円ぐらゐが増加算入されることになり、不備な点は、五十九年度中に補正するとともに、今後も延長・幅員増に努め、財源の増嵩に供したいと思っておりますので宜しくご審議下さるようお願い申し上げます。

地 温 調 査

の敷地・校舎・体育館は、三月十日をもって無償譲与されることになりました。跡地の利用については、校舎は解体し東小プールとし、体育館は、学校開放施設として広く活用するようにしたいと考えております。

五十八年まで継続的に実施してまいりました地温調査は、これまでの方向から、県営務課の技師による県委託調査を依頼し、適地選定等を協議し、今後の対応策を考えたいと思っております。

皆様の協力をお願いします！！

以上これまでの事業の推移と今後の対応について、所信の一端を申し上げたわけですが、とりまく厳しい状況は、ここ当分続くものと考えられますが、創意と工夫の基に努力し、難関を乗り切りたいと考えておりますので議員各位のご支援と、村民皆様方のご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。私の開会の挨拶と致します。



- 特別会計(事業・施設勘定) 補正予算(第三号)
 (午後十二時五十六分散会)
 第四日(十一日) 休会
 第五日(十二日) 休会
 第六日(十三日) 本会議
 ・五十八年度簡易水道特別会計補正予算(第四号)
 ・五十八年度老人保健特別会計補正予算(第三号)
 ・五十八年度学生療特別会計補正予算(第二号)
 ・五十九年度一般会計予算
 ・五十九年度国民健康保険特別会計(事業施設勘定)予算
 ・五十九年度簡易水道特別会計予算
 ・五十九年度老人保健特別会計予算
 ・五十九年度農業用機械管理特別会計予算
 ・五十九年度学生療特別会計予算
 ・公民館設置条例の一部を改正する条例
 ・火入れに関する条例
 ・医療保険制度改訂反対に関する意見書の提出
 (午後二時五十二分閉会)



一 般 質 問

3月定例村議会の一般質問は3月9日に行われ、佐藤長治郎議員、柳邦夫議員、後藤作議員、高橋清議員がそれぞれ村政を質した。



質問する佐藤長治郎議員

① 東小スキー場について

質問 東小スキー場拡張についてはもう少し時間をかけるにしても、現在のスキー場をもっと有効に利用するため、整備についてお伺いします。

過去何回も質問事項として出されてきたが、一向に進展しないので、出過ぎたことと思いましたが、私の方でも、地主にお願いし、段差解消の協力を、買収に応じて良いという了解を得ておりますし、五十九年度は、教育長から強力に村にお願いし、本気で段差解消に取り組んで貰いたい。

また役場庁舎の後の桐立木の件も、持ち主は、スキー場のためなら、土地まで協力できないにしろ、立木については心良く協力すると言っていますので

当局で、近いうちにお願ひし実行して貰いたい。

また、子供達、父兄の間からもロープ塔一基は必ずほしいものだという声も高まってきており、そうならば利用価値も増すし、親子のコミュニケーションの場ともなり、非行の防止の一助となると思います。

これらのことにつき、教育長の決意のほど、お伺いします。

答弁 長年皆さんにご心配をおかけして、申し訳ございません。段差解消については、西側の上の畑の方は買収になっておりますので、雪が消えたら、極力村にお願ひしてみますが、上の方の山は交渉中ですので、なかなかいい返事がいただけません。でございます。

それから桐の立木の除去については、滑りようによっては危険ですので、五十九年度中にはできるようにお願ひしたい。

ロープ塔の設置については、健康管理上、子供達の足を丈夫にするため、スキーで踏ませた方が良く感じております。またロープ塔一基作ると、七、八百万かかるということです。しかし時代も変わってきます

② 成瀬ダムと国道改良について

質問 成瀬ダム建設については全村民一同期待していることだと思います。

だがここで一つ問題になるのは、調査結果が良く、何年か後に建設ということになった場合、国道三四二号線の改良を、村ではどのように計画しているのでしょうか。

香沢 滝ノ沢区間の測量は完了したようだが、用地買収の方はどの程度進んでいますか。また大橋も、建設以来五十年以上も経過し、かなり老朽化しているのので、ダム建設となれば、我々の想像以上に重量物はかかるだろうし、交通量も増えると思います。国道の改良、橋梁の

し、この方も村当局にお願ひをしてみたいと思います。



東小スキー場（段差解消が望まれる）

架設は急ぐ必要があると思うが村長の意見を聞きたい。

答弁 成瀬ダムは五十八年度から事業調査に入っており、五十九年度も約六千万円の調査費がつき、調査されることになっております。

国道については、五十九年度は、湯ノ沢バイパスから、私の家の前を通って、あの角までの改良舗装はされることになっています。まだ一軒の方の土地所有の許可を得ておりませんが、そちらの要求ともかみ合わせ、これから許可を得て、今年改良舗装はできる見通しです。また六十年年度からは、香沢の墓場の所からと、滝の沢からの両方か

らかかりたいのが、土木事務所又は、県道路課の考えでし、

③ 冠婚葬祭について

質問 この頃の冠婚葬祭はしきたりの方が優先し、肝心の祝うとか、弔うとかの心の問題が、おろそかにされているのではないでしようか。特に葬祭の場合野放し同様のため、家計に占める交際費の割合は、年々増加し、農家の所得と反比例している状態だと思われます。

また、二、三年前までは住職一人で葬式が済んだものが、今では二人の住職が拝む状態になっているため、これなども経費の重む一因となっていると思われます。ましてや長い間の看病で心身共に疲労し、療養費の重圧にも耐えてきた家庭にとっては、本当に大変な事と思われます。

葬祭の合理化となれば、会費制はあり得ないし、まず出来る事は、御経の価格と、引出物の廃止等であり、村が先頭に立ちぜひ全村に呼びかけてほしいも

本気で取り組んでいるので、できるものと思われます。

のです。第一段階として、公民館関係、各部落長一同に集まって、村内の意見を聞くことは大変有意義な事と思われますが、村長の考えはどうか。

冠婚については、公民館、青年会の方々が取り組んでいることはご承知のことと思われますが、葬祭については、特に血縁者である親類の方々、隣近所の方々の集まる中で、引出物を出さな

① 過疎対策と財政の

硬直化について

いというのは非常に勇気のいることと思われますし、果たして行政の指導で、引出物はこう、御経はこうということが出来るかどうかは至難だと思われます。

ただ全村の声を聞く、各会、または集会でPRするということとは行政で出来ると思われますが、今後、教育委員会の社会教育等も通じ、ご主旨に添うよう努力させたいと思われます。

また住職を二人頼むとか、院号の関係については、檀家の関係もあり、あくまでも個人と、親類の方々が決めたと思われるので、行政の指導は無理ではないかと思われます。

質問 人口減少県の秋田県、その中でも県南の東成瀬が最も減る度合いが高いと思われます。

村の人口もすでに四千人を割って、三月一日現在、三千九百六十七人です。内訳は、十四歳までの年少者が七百七人で、十七・八%、生産年齢が、二千六百三十六人で、六十六・四%、高齢人口(六十五歳以上)六百二十四人で、十五・七%という



東成瀬精密工場 (過疎解消の一助にと望む)

ことで考えるのは、国で定めた高齢化であるかどうかの目安が、十五%であるということですが、県全体では十一・三%、村では十五・七%です。

すでに本格的な高齢化の村です。そして年少人口も平均を下回っているため、将来も、生産人口は期待できないのですから、これからは減少の一途をたどり深刻な状態になって来ると思われます。

こういうことは、あらかじめ予測できなかったことではないと思われますが、他町村に比して、老人の生きがいになるようなもの、たとえば、畜産の振興、山菜の加工等の対策を、真剣に考えなければならなかったと思われます、しかし何ら見るべきも

のがない。

また老人の施設等についても他町村が名乗りを上げてから、ようやく名乗りを上げるという状態です。もしそのような施設ができたなら、老人だけでなく、若い人の職場も増え、おのずから人口増につながると思われます。

この高齢社会の対応、過疎への歯止めは、首長としての責任であると思われます。

村の人口は確実に減ってきています。しかし反面、起債額は依然として見えるような減り方はしない。前村長時代に、村の起債の償還のピークはいつかと聞いたら、五十九年頃という答弁でした。しかし現在は六十年というところでございませう。それも、あくまでも新規に借りなければの話で、このピークは順順に先遅れになっていくように見受けられませう。参考までに、起債の制限比率は何%ですか。

来年は国勢調査ですし、交付税の算定の基礎となることをふまえ、まず、財政の硬直化、悪化等考えられるが、今後の見通しはどうなのか。

昭和四十年代は、約一割ずつの人口が減っていました。中

でも弱年層の流出がひどかったのですが、五十年代には、この傾向は大きく鈍化し、わずかながらの減少はあるものの、現在はほぼ横ばい状態が続いていると見るわけです。またこの頃は弱年層のUターン現象も見られ、これらを啓蒙しながら、何とでも現状維持したいものだと思っています。

質問者のおっしゃるように、なぜ県平均より三%も人口減の比率が高いかというと、嫁婚がないのが大要因であると思。ないからということですが、仕事をもつてきたらどうかということになれば、行政の力が弱いこともさることながら、企業誘致の場合、労働力の確保が一番の基本になるわけです。

先般岩井川の文化祭に行きましたら、非常にきれいな民芸品のものがありましたので、作った方に、老人達が一同集まって作れないかと聞いたところ、教える気はあるが、皆がやる気がないようだということでした。生きがい対策として、行政指導も大いにやる必要があるが、地域ぐるみの受け皿も、非常に大事だと思えます。

また力がなくて申し訳ありませんが、高齢化社会に備えて、

養護老人ホームも必要ですし、何としても東成瀬に一つぐらいはと考えておるわけです。

それから十年前であれば、経済成長率が六%一八%という事で、県でも村でも多く金を出しました。今年が当初予算で、交付税五%削減で約四千万円の減です。そうしますと財政が苦しく大きな事業は持つて来れない、しかし事業をやらなければ、東成瀬の産業構造が壊れることになるため、ギリギリのところ、過疎債などの有利な公債で

② 二次林構について(大柳沼周辺)

質問—二次林構事業も残すと二三年となりましたが、この事業の完了後の具体的利用計画について伺います。

この計画の中に栗園六ヘクタールとあります。メイン構想のようですが、建物であれば、すぐ使えるが、まだ植えていないし、樹木は一、二年ではどうにもならないと思えます。去年コンサルしていただいた山振特別調査報告書の中でも、栗園は技術面と、肥培管理の面で、無理でないかと指摘していますし、今年も三千万円もかけて管理棟も作るようですが、これらを含め将来、電気料金、建物の維

やりたいというのが私の気持なんです。

また、起債の制限比率は二十%です。償還のピークは六十年で三億一千二百万円ぐらいになっていきます。しかし繰り上げ償還をしていますので、年々その公債比率は低下するものと思っております。

まず現段階では、経済成長を希望すると同時に、六十年代までに極力繰上げ償還をして、今後の財政健全化に対処したいと思っております。

持管理、人件費等の経費の予想また収益はどのくらいか伺いたいと思えます。

私としては県立少年自然の家設置には、大柳沼周辺が最適という先生のアドバイスもありますので、事業の先取りという事も考え、まず名乗りを上げてみたらどうか。この二次林構の事業を附帯施設とすることもやぶさかでないと思えます。少年自然の家ができれば、自然に観光地というものが実現できると思えますが、そこら辺の見解はどうですか。

答弁—当初計画した段階では、一大観光地を作るということで

栗園・梅園を計画し、管理棟も今年作るという事になっていきます。では現在果たして観光客が来るのかと言われますと、本頭に頭のいたい問題です。もし栗をやめて別のものといつても、なかなか結論は出てきません。山菜の採取場、夏場の山の分譲、キャンプ場等をやつてやれないことはないが、中央から人

① 村財政健全化計画について



質問する 後藤 作議員

を呼ぶには、あまりにも交通の便が悪く、地理的に恵まれなかったと思えます。国道さえも整備されていません。

今後はもちろん、少年の家設置もがんばりますし、みなさんのお知恵を拝借しながら、今年一年で何とか良い方向付けを見出したいと存じます。

保し、行政水準の向上に努める事は、そう簡単にはいかないのではないかと。

たとえば今年の当初予算での起債残高は十九億です。昨年度は二十億です。一年でたった一億円しか減らないのでは、この起債の解消は、非常に困難が予想されるが、その目鼻はつくものか、また地方債に関しては、百分住民の利益のために仕事をする地方自治体に、営利企業に対する融資と同列に論じては立つせないと思えますし、これらに対する村長の考えを伺います。

その計画の具体的措置として、地方交付税の伸び悩みを上げていくが、取りもなおさず、一般住民の所得の停滞を意味するものであって、村税の増収を図る



順次改良される村内道路

という考えはもつてのほかではないか、更に保育料の増収等をつけているし、ますます税外負担の強化につながります。

また畜産の振興を図るとして、いるがその具体的対策は何か。

次に歳出については、人件費特に新規採用を抑制するとあるが、いつ頃まで見送るのか。それに特別会計では、水道料、国保税等、受益者負担の値上げで対処したいということですが、これは完全に独立採算性を取ろうというもので納得しがたい。

次に当面の主要事業として、新たに三期山振ということ、七割補助とはいいなが、約十七億円の事業を計画しているようですが、前に住民に約束した過疎振興五ヶ年計画は、昨年の

九月の時点で八割方は達成できたとはいえますが、必ずしも判然としませんが、軌道修正をする必要がなかったかどうか、財政健全化計画を含めてお伺いしたいと思えます。

答弁—まずこの財政健全化計画を作成するにあたって、なぜここまで苦しくなったかといえますと、経済のひずみによって、経済成長が止まり、交付税の伸びがなく、逆にマイナスイリテイングという最悪の事態に達したためです。ですから、前には果

単事業、補助事業において相当の事業費を計上したわけですが、今回の基本計画では、過疎債または辺地債等の交付税にまいま

たってくる起債で事業をやりたいということですし、村の産業をストップすることはできませんので、精一杯すればの線です。事業をしていきたい。また繰上償還を出来るだけして、経済成長を期待しながら、公債比率二十％を少くしていきたいのが念願です。

また具体的措置として、増税と住民の負担金で賄っているという発言ですが、もちろん非常に良いことではないと思っております。保育料・水道料等などを取っても上げたものは一つもございませんが、一つを例に

すれば、国保税では、二千万円を繰り出しても一世帯あたり十

万七千円です。これは医療給付で一ヶ月百万円—二百万円かかる方がだいぶおられるよう

なので、どうしてもそうしなければならぬわけですが、後は予防医療も充分検討する必要があると思われ

ます。また地籍調査等で、今まで一反歩だったものが、三畝なり五畝なり増えたとか、部分林の伐採のあり方等の課税客体の本旨を良く見きわめ、不公平のないようにしていきたい。

畜産の振興については、総論としては、現在三百何頭の牛では倒底畜産事業として容認できるものでない、子牛の貸付、導入牛の利子補給の制度を活用し、各畜産農家に呼びかけて具体的な計画はないにしても振興していきたいと思

② 他用途米について

すべての面で抑制はしており、す。今後も手当等は上げるつもりはございません。ただ畜産係として一人ぐらいは置かなければならないということですが、蔵出も物件費・経常経費を極力節約しまして、再建に取り組むということです。

過疎振興計画の軌道修正がなされないということですが、これが計画通りいかない理由として、所有権の移転等の土地問題があるためです。ミニ総バを取り入れたことは、結果としては軌道修正にもつながるわけ

です。現在三期山振事業を取り上げてもらうべく国土庁、農林省にお願ひしており、六十年代から出来る予定です。また過疎振興計画も、新たに六十年代から計画されますので、充分に検討して、その対策に意を持ちたいと思

います。人件費では、管理職その他、質問—他用途米について、各実行会にどういうふう

に指導したのか、それと、これに対して補助対策とする考えはないか合わせて伺います。答弁—他用途米は、東成瀬村に四百六十九俵きていて六十ヘク



議会はだれでも傍聴できます

村政はあなたのために 議会を傍聴しましょう

議会の方々に説明申し上げ、お願いたしました。

個々に割りますと、二十三キロとか六十二キロとか、細かい数字が出てきますので、一俵六十キロとして出さなければなら

① 農村基盤

総合整備事業について



質問する高橋清議員

質問―農村基盤総合整備事業、いわゆるミニ総バということについて、これはどういうもので、どんなものが対象で、何年間続くものですか。

ないため、地域をもってキロ数合わせ協力をお願いしたいというところでお願いしています。また村で補助等の考えはないかということですが、助成するつもりはございません。

答―ですが村長の見解はどうか。答―ミニです。小さい事業、たとえば国の事業、団体営というところで拾われなかった事業を、補助金でやりましょうという事です。

② 地籍調査について

質問―地籍調査ですが、早いところでは登記の段階に入っておりますが、村有地が少なくなつて、その反面隣接した私有地が土地台帳の面積よりも数倍あるところがあると聞いております。また更に今年から山林に入るようですが、山林の場合、土地台帳より数十倍のところもあると聞いています。それは村有地を使用しているからと思われま

特に私の村のようなところは、何十町歩という道路の基盤整備はできないので、漏れたところをやるといのが目的です。

期間は五十九年から五ヶ年計画で、総体で四億五千万の事業費でやれるということです。ただ現在の状況下では、思うように国の金がかからないため、二、三年伸びる傾向もあります。

また負担区分の地元というのは村でなく受益者のことを言います。三十%の負担ではやれないのではないかとありますが、今までは五十%でやったところもありますのでこれ以上の補助金を出す考えはございません。

を村に納付し、その分収金の内百分の三十を部落に還付することになっていきます。これがそのまま個人的な杭の打ち込みで測量した場合、村有地が減り、私有地が増えて、部落の収入が減となることは明らかです。その他いろいろ問題はありますが、今の発言をもとに充分注



地籍調査 (はたして実測面積は……。)

意すると同時に調査してみたいと思います。ただ測量前にはつきりしておかなければならないのではないかと、測量する前に境界の両者が立ち合ひまして、くいを打ったあとで測量しており、その時点で図面と違う点は、両者立ち合ひの上で修正してきたつもりですが、特に変わった点に関してはもう一度調査させてみたいと思ひます。また山林の方は今年はやりません。ただ山に入ったところに公地としていぶんあるようです。そういう場所についてはやりませんが、山林全体ではやりませんのでご理解いただきたいと思ひます。

陳情

審査結果

第一回定例村議会(三月九日)で審議された陳情は次のとおりである。(採択と決定)

〔医療保険制度改訂反対に関する陳情〕

今般政府は五十九年度予算案において医療保険制度を改訂しようとしているが、これを改訂しないよう陳情したものです。陳情者 秋田県医療保険制度改悪反対連絡会 代 表 者 金野 和子

〔牛肉・オレジン等農産物輸入自由化・枠拡大阻止に関する要請〕

農産物の輸入自由化・枠拡大は、わが国農業に壊滅的打撃を与え、国民食糧の安定確保が困難となるなど、国家の安全保障上重大な問題があるとして、その阻止を要請したものです。陳情者 東成瀬村農業協同組合

組合長理事高橋東美 他 2名